

生駒市規則第15号

生駒市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市子ども医療費助成条例施行規則（平成17年7月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「医療保険各法」を「国民健康保険法若しくは社会保険各法」に改める。

第5条第2項中「様式第4号）」の次に「及び次項に定める添付書類」を加え、同条に次の2項を加える。

3 前項に規定する添付書類は、子どもに係る国民健康保険法に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証及び所得の状況を証する書類とする。

4 第3条第2項の規定は、第2項に規定する助成金の支給の申請について準用する。

第9条中「乳幼児に係る医療費の助成に係る対象者」を「対象者」に、「乳幼児医療費受給者台帳」を「子ども医療費受給者台帳」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。